

## ▶▶ 国民年金

問 市民課 国保年金係 ☎773-6661

### しくみと加入する人

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が国民年金(基礎年金)に加入します。それぞれの職業などに応じて、国民年金第1号被保険者から第3号被保険者になるか、また、上乘せがどの制度に加入するかが決められています。

どの制度に加入したかによって、将来、どの種類の給付を受けられるかが決まります。

### ▶ 加入の種類と保険料の納め方

#### ▶▶ 第1号被保険者

##### ● 加入する人は

自営業・自由業・農林漁業・学生・フリーアルバイター・無職の人などで20歳以上60歳未満の人

##### ● 加入届出先

本庁舎市民課、大和・塩沢市民センター

##### ● 保険料の納め方

金融機関などで自分で直接納めるほか、便利でお得な口座振替、クレジットカード納付があります。

#### ▶▶ 第2号被保険者

##### ● 加入する人は

厚生年金保険や共済組合に加入している会社員や公務員などで、就職時から65歳未満の人

##### ● 加入届出先

勤務する事業所が加入手続きをします。

##### ● 保険料の納め方

厚生年金保険や共済組合で、給与天引きによって保険料を納めます。国民年金保険料が含まれています。

#### ▶▶ 第3号被保険者

##### ● 加入する人は

第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人

##### ● 加入届出先

第2号被保険者の勤務する事業所に届出をします。

##### ● 保険料の納め方

個人で納める必要はありません。

国民年金保険料は、配偶者(第2号被保険者)の加入している年金制度が負担します。配偶者の給料から天引きされるわけではありません。

### ▶▶ 任意加入被保険者

第1号から第3号被保険者以外で、申出により加入できる人です。

##### ● 加入できる人は

・海外に在住している日本人で20歳以上65歳未満の人  
・60歳以上65歳未満の人で、年金の受給資格が足りない人や年金額を満額に近づけたい人

・65歳に達しても年金の受給資格期間が足りない人が、70歳になるまでの期間で、加入期間を延長できます。(昭和40年4月1日以前に生まれた人)

##### ● 加入届出先

本庁舎市民課、大和・塩沢市民センター

##### ● 保険料の納め方

原則、口座振替納付となります。

### ▶▶ 手続

#### ▶▶ 届出が必要なとき

##### ▶▶ 会社を退職したとき

##### ● 必要なもの

退職日のわかる証明書など、年金手帳

##### ▶▶ 配偶者の扶養でなくなったとき

##### ● 必要なもの

扶養でなくなった日付のわかる証明書、または健康保険証など、年金手帳

##### ▶▶ 20歳になったとき(厚生年金などの加入者を除く)

##### ● 日本年金機構から納付書や年金手帳が届きます

(令和元年10月から手続きが不要となりました)

割引がある前納・付加保険を希望する人はお申し出ください。

##### ▶▶ 任意加入するとき

##### ● 必要なもの

60歳以上の希望者は年金加入期間証明書、振替口座の通帳と通帳印

注 届出のときに本人以外の場合は、印鑑が必要です。

#### ▶▶ 届出先

本庁舎市民課、大和・塩沢市民センター

### ▶▶ 保険料の納付方法

保険料は、20歳から60歳までの40年間納めます。毎月の保険料は、翌月の末日が納付期限です。

日本年金機構から送付された納付書で、金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。

納付書で、将来の一定期間の保険料をまとめて前納すると、保険料が割引されてお得です。

銀行や郵便局などの預(貯)金口座から自動的に引き落としされ、納め忘れがなく便利です。

2年度分、1年度分、6か月分の保険料を4月、10月にまとめて口座振替をすると、納付書(現金)で納めるより割引が多くなり、大変お得です。

毎月の振替でも、申出により翌月末の振替を当月末の振替にすることで、割引されます。

##### ● 口座振替の手続は

年金手帳・預(貯)金通帳・通帳印を持参し、最寄りの年金事務所、または金融機関で手続きをしてください。(クレジットカードによる納付方法もあります)



## ▶ 産前産後期間の免除制度

国民年金第1号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度があります。産前産後の免除期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

### ●届出先

本庁舎市民課、大和・塩沢市民センター

## 保険料の納付が困難なときは

次のような免除制度があります。申請方法などは、お問い合わせください。

- ・保険料免除(全額、4分の3、半額、4分の1)  
自営業などの人で、経済的理由から保険料を納めることが困難な人
- ・納付猶予  
定められた基準に該当する50歳未満の人
- ・学生納付特例  
定められた基準に該当する学生

## ▶ 追納しましょう

### ▶ 追納制度

保険料の免除や猶予を受けた期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額は減額されます。

これらの期間は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めることができます。追納することで、将来受け取る老齢基礎年金額を、満額に近づけることができます。

ただし、3年目以降になると加算金がつきますので早めの追納をお勧めします。

## 受けられる年金

### ▶ 老齢基礎年金…老後の備えに

保険料を納めた期間や免除期間などを合わせて10年以上ある人が、65歳になった月の翌月分から年金を受け取ることができます。

希望により、65歳前から減額された年金を受けたり、66歳以降に増額された年金を受けたりすることもできます。

### ▶ 障害基礎年金…病気やけがで障がいが残ったら

病気やけがなどで障がいが残ったら受けられます。ただし、一定の障がい状態にあることや、一定期間の保険料納付済期間(免除期間を含む)があることなどの要件があります。

### ▶ 遺族基礎年金…もしも、家の働き手に先立たれたら

国民年金の被保険者、または被保険者であった人が死亡した場合に、その人が生計を維持していた子どものいる配偶者、または子ども(①②③)が受け取ることができます。

(①18歳に達する日の属する年度末にあること、②20歳未満で1級、または2級の障がいの状態にあること、③婚姻していないこと)ただし、亡くなった人に一定期間の保険料納付済期間(免除期間を含む)があることなどの要件があります。

## ▶ 寡婦年金

第1号被保険者として、保険料納付済期間(免除、学生納付特例、納付猶予期間を含む)が10年以上ある夫が死亡したとき、妻が60歳から65歳になるまでの期間受けられます。

夫との婚姻期間が10年以上あること、夫が基礎年金の受給権者でないことが条件となります。

## ▶ 死亡一時金

第1号被保険者として、保険料納付済期間などの月数が36か月以上ある人で、老齢基礎年金・障害基礎年金のどちらも受けไม่ได้で死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受給できない場合に支給されます。

## ▶ 年金生活者支援給付金

公的年金などの収入金額やその他の所得が一定基準以下の年金受給者への経済的援助の目的で、年金に上乗せして支給されます。

老齢・障害・遺族基礎年金を受給する人は、年金の請求時に年金生活者支援給付金請求書を一緒に提出します。支給要件を満たす場合に、給付金が上乗せして支給されます。

### ●問合せ

年金生活者支援給付金

☎0570-05-4092

## 豊かな老後の保障のために

自営業者などの国民年金第1号加入者が豊かな老後を過ごすために、希望により国民年金(基礎年金)に上乗せする各種制度があります。

## ▶ 付加保険料

定額の国民年金保険料に、月額400円を上乗せして納めると、将来受け取る年金に付加年金が加算されます。

ただし、国民年金基金に加入している人は付加保険料を納めることができません。農業者年金に加入している人は、セットで加入していただきます。

### ▶ 年金額

付加年金額(年額) = 200円 × 付加保険料納付済月数

### ▶ 加入の申込み・問合せは

本庁舎市民課、大和・塩沢市民センター

## ▶ 国民年金基金

自営業者などの国民年金第1号加入者の老後のゆとりのために上乗せ部分を支給する目的で、平成3年に創設されました。

### ▶ 加入の申込み・問合せは

全国国民年金基金

フリーダイヤル:0120-65-4192(新潟支部)

## ▶ 個人型確定拠出年金(iDeco)

### ▶ 問合せは

イデコダイヤル ☎0570-086-105(03-6731-9898)



## 任意加入しなかった期間の特別な給付

### ▶ 特別障害給付金とは

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことで、障害基礎年金などを受給できなかった障がい者に、福祉的措置として給付金を支給する制度です。

該当すると思われる人は、ご相談ください。

### ▶ 支給の対象となる人は

次の1か2の人で、当時、任意加入していなかった期間内に初診日<sup>注1</sup>がある病気やけがで、現在、障害基礎年金1級または2級相当の障がい状態にある人

1. 平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生
  2. 昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった厚生年金や共済組合などの加入者だった人の配偶者
- ・65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当する人に限ります。
  - ・障害年金(基礎、厚生、共済)などを受給できる人は、対象となりません。

**注1** 初診日とは障がいの原因となる病気やけがについて初めて医師の診療を受けた日

## 税金

### 個人市・県民税(住民税)

問 税務課 市民税係 ☎773-6668

個人市民税は、市政運営のために必要な費用を、市民の担税力に応じて負担していただく税金です。個人県民税と合わせて「住民税」と呼ばれます。

住民税は「均等割」と「所得割」で構成され、1月1日現在に住所がある市町村で課税されます。1月1日現在市内に住所がない場合でも家屋敷、事務所、または事業所がある人には均等割が課税されます。

個人県民税は、納税者の利便性をはかるために、個人市民税と合わせて徴収されます。

## ▶ 市・県民税の課税方法

### ▶ 均等割

一定金額を超える所得があると均等に課税されます。

均等割の税額は5,000円です。(市民税3,500円、県民税1,500円)

### ▶ 所得割

所得割は前年の1月1日から12月31日までの所得金額を基礎に課税されます。

所得割の税率は10%です。(市民税6%、県民税4%)

## ▶ 市・県民税の申告

個人の市・県民税は、市が税額を計算し、納税者に通知して納税してもらう仕組みです。適正な課税を行うため、市・県民税の申告書を提出してください。

その年の1月1日現在で市内に住所のある人は、3月15日までに申告をしなければなりません。

ただし、次に該当する人は申告をする必要はありません。

- ・所得税の確定申告書を税務署に提出した人
- ・前年中の所得が給与、または公的年金のみの人で、勤務先や公的年金などの支払者から給与支払報告書や公的年金等支払報告書が市役所に提出されている人(給与支払報告書が提出されているかは、事業所にご確認ください)
- ・所得が全くなかった人で、市内在住の親族に被扶養者として税申告されている人

広告

## 大竹一夫税理士事務所

関東信越税理士会会員  
新潟県行政書士会会員

- ・開業、法人設立、会計、決算、税務申告
- ・相続・贈与の相談、手続、申告
- ・不動産の譲渡・アパート経営の相談、申告
- ・建設業等の許可、入札参加手続
- ・生命保険の活用相談 など

お気軽に当事務所まで

南魚沼市塩沢430-14(17号線沿い)

TEL 782-0573

FAX 782-0779

E-mail zeirishi@otake.jimusho.jp



青木美智夫税理士事務所  
TKCコンピュータ会計 有限会社 アスカ

〒949-7302 新潟県南魚沼市浦佐922-1

TEL 025-777-4474

FAX 025-777-4484

Tax Attorneys Center



◆会計・税務・相続・贈与◆  
何でもお気軽にご相談ください!

〒949-6680 南魚沼市六日町436-10

TEL 025-772-3269

FAX 025-772-4692

E-mail tac.m@tkcnf.or.jp

U R L http://www.tac-m.jp/